

第8回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月24日(金) 午後2時00分から午後3時00分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
 - 1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文
 - 4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明
 - 7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 恵造
 - 10番 山崎 公江 11番 米山 義一 12番 小俣 民男
 - 13番 和田 廣行 14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件
議案第20号 非農地証明交付申請に対し許可を求める件
議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対し意見を求める件
 - 日程第4 報告第8号 専決処分事項について承認を求める件
報告第9号 転用確認証明交付に対する報告
 - 日程第5 その他
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要
 - 事務局 それでは、皆様お揃いですので、ただ今より始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立をお願いします。
礼。ご着席ください。
ただ今より平成30年第8回農業委員会委員総会を開催致します。

会長あいさつ、会長お願い致します。

会 長 昨日より台風20号の大雨によりまして、全国各地に被害がもたらされておりますが、大月も大雨洪水警報、土砂災害準備警報というところが出ておりまして、そういう中での次の日の今日でありますので、お足元の悪い中をご出席頂きまして、また公私ともに忙しい中をありがとうございます。

平成30年の第8回大月市農業委員会の委員総会に全員の出席を頂きまして誠にご苦労様でございます。

まだ、8月の下旬であります、もう既に台風は20号ということで、これから秋までの間にどういうふうに来るのか本当に心配するところあります。まだ、我々は農地調査とか大事な刈り入れ収穫の時期も入っておりますので、大変危惧されるところであります。

そんな中で、今日は第4条が1件、5条が1件、非農地証明交付に対する許可を求める件と報告等ございますので、皆様方のご協力を頂きましてこの総会がスムーズにいくことをお願い申し上げましてあいさつと致します。

事務局 開会宣告、会長お願いします。

会 長 本日は、全員出席頂いております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議 長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

総会を開始するにあたり、委員の皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番小林良次委員、3番山田政文委員を指名致します。

す。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第4条の規定による許可申請は1件です。

2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。地図がちょっと今回変えてみましたが、新しいシステムで出る地図を使ってみました。

申請地は、●●●です。地目は畑で面積は●●●㎡です。

申請者は、○○○。申請地は、●●●交差点から300m程、●●●のすぐ横になりまして、その上を●●●橋がありまして、●●●の下に位置する第3種農地で、農振農用地外です。

周囲の状況は、北面が鉄道用地、その他の面は宅地となっています。

転用理由は、宅地です。転用理由につきましては、住宅敷地の一部に転用したいとのことですが、既に昭和○○年から住宅敷地として使用しておりました。この度申請者が○○○から相続することになりまして、相続に当たり地目が農地であることが判明し、誤った状態を是正したいという形の追認の申請になります。

書類審査及び現地の様子を確認しましたが、鉄道の架線の下ということで回りは農地は一切ない所で、ここだけぽつんと農地が残っていたというような状況であります。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議長 続きます、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

4番、佐藤総明委員お願い致します。

佐藤委員 過日、8月の14日、事務局、会長さんと4人で調査に行きまして。これは、事務局から細部説明のあったとおり〇〇年にもう住宅を建てたということで、内容は〇〇が〇〇に譲るといふ土地でございます。今、空き家状態で〇〇の方が借りて使っていたような状況ですが、特別問題はないと思っておりますがご審議の程をよろしく申し上げます。

以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

それでは、異議がないようですから採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きます、議案第20号、非農地証明発行申請に対し許可を求める件を上程致します。申請番号1及び2については隣接する土地であり、内容も同一でありますから一括上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 議案第20号、非農地証明の交付申請について説明致します。

開催通知に5条の申請とありましたが非農地証明へのということで変更になりましたので、ご了承ください。

それでは説明致します。

申請番号1、5ページの位置図と6ページの写真をご覧頂きたいと思っております。

申請地は、●●●、地目は畑です。面積は●●●㎡、申請者は、〇〇〇です。

申請地は、●●●に当たります。●●●から西に200m程行ったところにある第2種農地で、農振農用地外です。

周囲の状況は、北面・南面に道路、西面・東面に農地となっております。

申請理由は、平成〇年、この周辺の土地ですけども●●●の建設工事に伴い、トンネルの残土を使った造成を行った地区になります。しかし、そのまま手を加えることなく20年以上放置された状態で、現在、写真のとおりですけども檜・柵・松などの木本性の植物が群生して、農地に復元することは困難な状態であるということを確認致しました。

申請番号2につきましても、同様な状況です。

申請地は、●●●、申請番号1の隣の土地になります。地目は畑で面積は●●●㎡、申請者は〇〇〇です。

やはりこちらの方も土地造成後、放置したため写真のような、ジャングルのような木が生え茂っているような状態ということです。

ということで、非農地の申請が出ております。ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

14番、佐藤孝義委員お願い致します。

佐藤委員 先週の火曜日に事務局、会長、私の5名で現地確認を行いました。場所は、さっき事務局で案内致しましたように●●●の西側です。5月の5回の会議の時に、やはりこのような申請の出された場所のまた隣、西側でございます。写真にもあるように、本当に雑木の林となっています。大きな問題等はなかろうかと思えます。審議の方よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございました。賛成多数、許可相当と決定致します。

議長 議案第21号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対し意見を求める件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第21号、計画申請についてお諮り致します。

10ページの地図と、11ページの写真を併せてご覧頂きたいと思いません。

申請者は、〇〇〇です。

申請地は、●●●です。●●●橋から東側へ500m程の道沿いにあります。

申請理由について、申し上げます。申請者は、●●●にあります太陽光発電を手掛ける業者で、今年の5月の申請で、●●●に太陽光発電を造る申請をし、6月に許可証が出されております。

しかし、その後、建設のため土地を詳しく調査したところ、西側部分に傾斜がおよそ300㎡ほどあり、建設のためそこにスクリーを打ち込むことができないということで相談がありまして、隣の土地が同じ所有者であるためにその土地を含めて建設をしたいという申請がありました。

写真をご覧頂ければ、最近草がすごく生い茂ってまして中に入ることができないくらい状態です。

この土地は、5月の申請の際も、現地調査をしたんですけど、産廃など廃土が捨てられたために、小山のように盛り上がりまして、中に段差もあるような土地で、これを整地してそこに造るには相当な費用がかさんでしまうということで、その傾斜している部分を除いて利用できる土地で、前回当初の計画と同じ規模の太陽光発電を造りたいという申請であります。

なお、計画変更につきましては、県で承認された後、これが承認された場合、改めて隣の農地についての5条申請を提出することになっています。ここでは、計画が変更できるかという申請ですので、それについてご審議頂きたいということです。

以上、ご審議お願いします。

議長 続きまして地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 今回の件につきましては、現地調査には私は行っておりません。事務局の方から若干説明資料を頂いておりますが、現状、私が逆に聞きたいのはこの二筆のうち申請が今出ているのは●●●でいいですか。

事務局 前回出ているのが●●●で、そのとなりです。

山田委員 今回は、この斜面、図面でいうと左側の斜面は費用がかかるので、そこをやらないと、同時に今日認めて欲しいというのは●●●、これを追加で5条申請をした場合に認められれば一体として整備できるから経費的に安くできるんで、それでいかなものかという趣旨の事務局の説明ですね。

ということで、現地調査は以前5月に行って両方の筆を見えていますので、現状は筆境は分かりませんので一体とした土地でございます。周辺は写真のとおり荒れているような状況でありまして、写真左側が西側から撮ったこの土地の現状で、かなり盛土がした形で斜面、そんなに緩やかな斜面ではないですが斜面、高さが5・6m、こんなような状況でございます。

以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

こういうふうにならざるに傾斜地はできないということになれば、空いてもやむを得ないということで解釈するってことになるんですか。所謂有効利用というか。

事務局 家を造る面積が500㎡を超えちゃうという時があったんですけど、この坂の部分を使えないということで、それをそこから差し引いてということがあったので、ここは使えないって形で申請をする形になるかと思いません。

議長 基本的に現状を維持して変形しないということですね。

事務局 一番最初、二筆の申請が出てきたですね。その時に県が一筆で足りるんじゃないかという時に、業者が斜面は使えないからこれをお願いしますと言えは済んだことなんですよね。それを一筆でやり直したからおかしなことになった。

局長 図面で絵を描いているんですよ。

議長 他にどなたかおられますか。質問ございますか。

それでは、異議がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第4 報告事項

議長 続きまして、日程第4、報告第8号、専決処分事項につきまして承認を
求める件を上程致します。

事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、専決による農地法第3条の許可について、報告致します。

場所は、●●●、申請者は、○○○です。

この申請地は、ご記憶の方もあるかと思いますが、昨年11月競売がありました。それが流れてしまいまして、今回7月にもう一回競売があったところです。その競売物件につきまして、申請者は3条の競・公売買受適格証明書を昨年10月に取得しておりまして、この度、7月の競売に参加して、落札したということになります。

競売物件につきましては、買受適格証明が出されているため、原則許可ということになっており、速やかに許可の処理をすることというように規定がありまして、今回、実はこれが出されたのが先月の総会が終わったところということで、その後これが出されました。本来なら今日の総会にお諮りするところですが、買受適格証明をこちらの方で出している点、それから裁判所への提出期日がある点から、今日の総会決議を待たずに、会長の専決ということで、会長の承認を頂きまして許可証を発行し、今回の報告ということになります。

以上報告致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、質疑がござい
ますか。

ないようですので、次の報告第9号、転用確認証明交付に対する報告を上
程致します。事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、転用確認証明の発行について、平成30年7月11日～平
成30年8月10日までの転用確認の申請は3件です。

番号1、●●●、申請者は○○○、住宅地ということで転用を確認致し
ました。

番号2、●●●、申請者は○○○。

番号3、●●●、申請者は、○○○。

両者とも、続きの土地で同じ資材置場ということでしたので、写真は一枚ですが転用を写真のように確認致しました。

すべて確認の上、証明書を発行しております。以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、質疑がございますか。

【異議なしの声】

日程第5 その他

議長 ないようでございますので、日程第5のその他を議題と致します。事務局から何かございますか。

事務局から

1. 今後の予定

8月31日（金） 農地パトロール推進会議

場所の関係で、市役所花咲庁舎3階で予定しています。駐車場の関係でできるだけ乗り合せてお願いします。（一杯になったら隣の富士東部をお借りしています。）

9月19日（水） 富士・東部地区研修会 うぐいすホール

9月26日（水） 研修会・総会 場所：短大

3. 農地パトロールについて

現在、全ての農業委員会の農地地図が一元的に集められた「全国農地情報システム」が、国と全国農業会議所で進められており、今年度、農地地図の更新を行いました。それに伴い、パトロール用の地図を印刷し直しております。

議長 それでは、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第8回の大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成30年8月24日